

自治が変わる・自治を変える

SAITAMA 自治研通信

【発行】公益財団法人埼玉県地方自治研究センター 【住所】埼玉県さいたま市浦和区高砂 4-3-5 県労評会館

【TEL】048-816-8866

【FAX】048-836-1113

【HP】<http://www.saitama-jichi.jp/>【Eメール】info@saitama-jichi.jp

衆議院議員総選挙—自治研の目で各党の政策をしっかりと読もう

—憲法の平和・人権・国民主権・地方自治を基礎に考える—

総選挙が10日に公示され、22日投票日となります。今回の選挙は安倍政権延命のための「大義なき解散」であることは言うまでもありませんし、「森友・加計隠し」解散であることは明白です。加えて、朝鮮民主主義人民共和国の核・ミサイル開発を口実とした軍備増強を、改めて国民に認めさせようとする意図があることも見抜く必要があります。

安倍首相が解散を表明する際に述べた「消費税の使い途の変更」などは、本当の目的を隠すための言い訳であり、民進党前原代表の「オール・フォー・オール」（もともとは慶応大学の井出英策先生の論）への抱き着き戦術であることは明白です。教育の無償化も言及しましたが、多くの政党が主張しており（普通に考えればみんなが賛成なので）選挙の争点にはなりません。

安倍首相の本音は、「9条改憲」「企業が一番活動しやすい国」「社会保障よりも自助・自立」であることは安倍政権下の社会保障政策、労働政策などに明らかです。

今回、月報作成に当たり当センターの数年間の活動を『埼玉自治研』をベースに振り返りながら、この原稿を書きました。総選挙で各党の政策を読む一助になればと思います。（事務局長 船橋延嘉）

最初に労働政策と貧困について

労働政策について、労働組合の役割ですので分担の意味もあり、自治研ではほとんど取り上げていません。17年3月のNo. 48で「公立図書館の現状と課題」を特集し、その中で非正規公務員の増大を取り上げました。

労働政策を具体的に見るとき、賃金、労働時間が重要項目です。加えて労働契約です。

賃金は、安倍政権の下で時間単価（最低賃金）が上がりました。しかし、それは需要と供給の関係であって、労働者の生活を向上させるような総体的賃金は全く上がっていません。今の社会環境の中で労働者が人間らしく暮らし、家族を形成し、子どもたちに十分な教育環境を保持することのできる賃金にはなっていません。

安倍政権のアベノミクスはほんの一握りの資本家（大金持ち）のお金をさらに増やしたにす

ぎません。

本来ならこの臨時国会で大いに議論されるはずだった労働時間についても「時間外労働月100時間許容」というとんでもない長時間労働が強いられようとしていました。これも人が人としての尊厳を持って生きるための8時間睡眠、自由時間8時間を全く考慮しないで、企業や資本の言いなりに働かせようということです。

週40時間の労働時間を定める労働基準法を厳密に守らせる政策が必要です。

労働契約は正・非正規という区分ができてしまったことを解消しなければなりません。労働契約は労使対等で契約されなければなりません。対等のためには労働者は団結し労働組合を組織しなければなりません。

派遣法は「ピンハネ許容法」であり、人を派遣するだけで利益が計上されひとつの会社組織

が成り立つなど、人間労働に対する侮辱でしかありません。雇い主は1日だけ、1週間だけ、1年だけしかその労働者の生活や人生に責任を持たない。そして健康保険などの負担からも逃れてしまうことが多い。こんな雇い方は労働がなければ成り立たない人間社会そのものを侮辱しています。即刻廃止すべき法律だと考えます。

そしてこのような労働政策が、貧困を生み出していることは明らかです。自治研では15年9月号で「子どもの貧困と自立支援」「今教育を考える—子どもの貧困への教育行政からのアプローチ」などの特集を組みました。16年9月号では「子ども対象の生活保障実践報告」を特集し滑川町の学校給食無償化などを紹介しています。

社会保障と消費税—そもそも10%引き上げの時の約束は

野田民主党政権の時に「税と社会保障の一体改革」が自民党も含めて合意され、消費税10%への引き上げが決められました。この時「引き上げ分はすべて社会保障財源に」と約束されたと記憶しています。その後、自民政権の下で実際に5%から8%に引き上げられました。しかし当初の約束と違い3%の引き上げ分のうちほんの数%しか社会保障財源とされず、借金返済に回されてきた、あるいは防衛費予算の増大に回されてきたことは、毎年2月に開催してきた自治総研菅原研究員の「〇〇年度地方財政計画と自治体予算」のセミナーで明らかにされました。

それを今回、安倍首相が改めて「全世代型社会保障財源に」などと言い出したことは、私たちにとって「チャンチャラオカシイ」としか言いようがありません。

社会保障を真剣に考え、「普遍主義的視点から」根本的に見直さなければならないことは、15年12月の首都大学東京の山下祐介氏のセミナー講演「地方創生を首都圏自治体はどう具体化するか」（埼玉自治研16年3月号）、16年6月の埼玉大学高端正幸氏「社会保障と自

治体の役割」（埼玉自治研16年9月号）で明らかにされています。

これらの中で、明らかにされたのは少子高齢社会という危機の中で、社会保障を「困っている人たちへの給付」から、「必要な時、必要な人には、誰にでも」という、「普遍的な社会保障」に変革していく必要性です。

学校給食無償化を実現した、滑川町の吉田町長は、「市内の公立小中学校だけ」無償化という教育委員会担当者に対し『それではだめだ、私立や保育園・幼稚園などすべての子どもを対象にしなさい』と指示されたことが報告されています。（埼玉自治研16年9月号）

そしてこの中では、セミナー参加者から「どうしても消費税でなければならないのか、所得税の累進課税強化や法人税の引き上げが先ではないか」という質問に対し、講師から「もちろん所得税に関しては所得再分配機能をちゃんと再建することが必要です。しかし、現在の少子高齢社会という状況の下で、年金・医療・介護・子育てなどを充実させていこうとすると膨大な予算が必要。これを累進課税や法人課税強化だけでまかなうことは困難で、大きな税収増にはならない。だから消費税は1%増で2兆円の増収ということも考慮しなければならないし、不公平税制を是正しつつ、普遍的な社会保障を徐々に実現しながら納得性を得るそういう政策が必要」（埼玉自治研2016年9月号）と話されました。

直近の9月発行『埼玉自治研』No. 49特集1「地域包括ケアとは何か」では、信州大学の井上信宏教授が「多くの人が生きづらさを抱えている社会、少子高齢社会は家族や地域が変化し、高齢者などのお世話に対し、今までの方法ではこの変化に対応できない」とし、地域づくり、まちづくりとしての地域包括ケアシステムの必要性を話されました。

この講演で「地域において一人ひとりが、健康寿命を延ばすための場づくりをし、助け合っ

える地域とし、緊急事態にも対応できる地域にしていく。」ことが地域包括ケアの神髄と理解することができました。

また、同じ9月号で、労働安全衛生研究会の山田厚氏は「国保の都道府県単位化は生存権を脅かします」として、「財政が安定化するのは」と関係者が期待する都道府県単位化の問題点と国保の改善すべき点などを指摘しています。

このように社会保障と税は本来一体的に議論されなければなりません。しかしこれまでの政権は年金や医療保険・介護保険どれをとっても、小手先の改正に終始し、しかもその内容はこの間給付の切り下げと負担増でした。

私は、全く個人的な考えとして「もう保険制度は無理（年金の積み立て方式も含めて）」と考えています。それは、非正規労働者が4割を超え、核家族化、少子化、高齢社会という現状が保険財政ではとても賄えない現実にあるからです。このことは山田氏の国保に関する論の中で、市町村の税からの負担が年々増加していることから明らかです。政治がしっかりとこのことを議論する場にならないと本当に日本の将来は危ういと言わざるを得ません。

福島・沖縄で地方自治を考える

『埼玉自治研』では、あまり取り上げてきてはいませんが、月報の中で「平和政策」などを取り上げてきました。今年8月号でも市町村の「平和宣言」について調査結果を掲載しました。

沖縄については、16年9月号に自治総研辻山幸宣所長が「自治日報」に寄稿した「警視庁機動隊沖縄辺野古派遣」の記事を転載して紹介しました。辻山所長はこのほかにも辺野古新基地建設に係る沖縄県と国の訴訟について何度かこの新聞に寄稿しています。

沖縄の辺野古新基地建設問題は、平和と地方自治を考える重要な問題です。「国が決めたことなら、地域住民がどんなに反対しても強行していいのか」

私は、現役時代に用地買収・区画整理などに長年携わった関係で「強制収容・代執行」などの言葉を自分でも使ったことがあります。しか

し、住民が身近にいる市町村長は、強制や代執行をほとんど決断できないし、しようとしません。県でも県道に出っ張った家が時々あるのでなかなかできないのだと思っています。

「そんなんでいいの」と考える人もいるかもしれませんが、憲法の財産権、地域住民の自治ということを真剣に考え、尊重すると「ありかもしれない」と考えます。

福島については、9月発行の佐々木正人氏の「原発いらない市民会議」の報告を読んでいたと同時に、今は自治総研の研究者として活躍されている今井照氏の『自治体再建—原発非難と「移動する村」』（ちくま新書）を再読していただきたい。

〇〇ファーストの〇に入るのは何

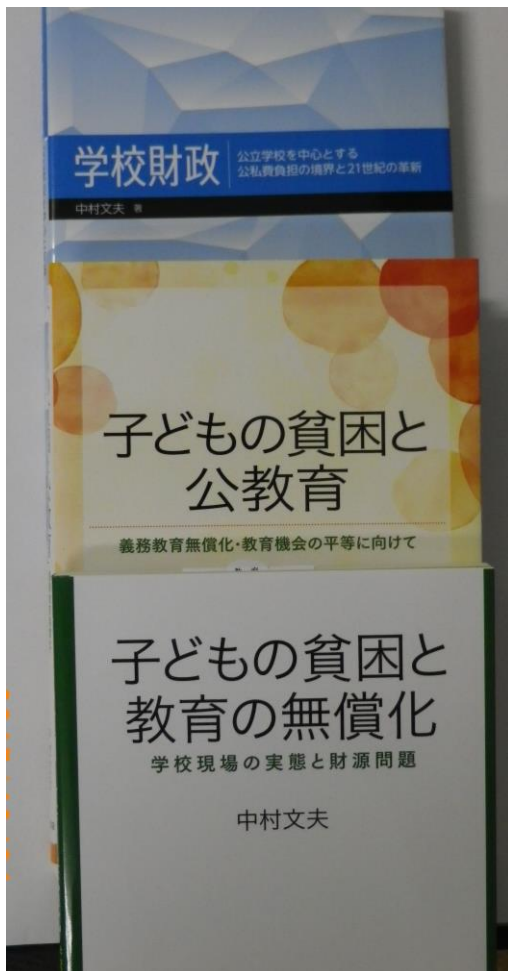
最近、〇〇ファーストがはやり言葉になりましたが、少なくとも政治の上でこの言葉を使うとしたらそれは、国民や市民を指すものでなくてはならないし、そもそもわざわざファーストといわなくても主権者は国民であり自治の場においてはその地域の住民であることは明白です。

その主権者が主権者としての地位を築き上げるためには行政情報がすべて公開されなければならないことは明らかであり、そしてその情報にウソや虚偽が混じっているはいけないことも論を待たない。「丁寧な説明」は普段からなされなければならないし、都合の悪いことは「説明しない、資料が残っていない。」などは許されない。

そして、二元代表制の自治体において議論の場に選ばれている議員は常にこの主権者の立場に立ってより良い政策が実行されるよう決定を行うと同時に、執行者である首等の監視をしなければならない。

地埼玉自治研ではこの間2回にわたって住民投票を取り上げてきました。14年3月号の「北本市の新駅をめぐる住民投票で自治を考える」と15年3月号の「所沢市内小中学校防音校舎28校のエアコン設置の是非を問う住民投票」です。時には住民の意思を問う直接投票が必要です。さて、安倍憲法改正案をどうする。

当会会員で専修大学非常勤講師をされている、中村文夫さんの研究成果が新たに出版されました。昨年2月の『子どもの貧困と公教育』に引き続く教育シリーズ。『子どもの貧困と教育無償化』は、今回の衆議院議員総選挙でも多くの党が公約に掲げていますが、だれよりも学校現場に精通した中村さんの問題提起と、無償化の方向性は「5、まとめにかえて—学校から始める普遍主義の子どもの貧困対策」のタイトルにあらわされているように、具体化に向けての示唆に富んでいます。



子どもの貧困と教育の無償化

学校現場の実態と財源問題

中村文夫 [著] ●本体価格 2,700円+税 A5判/並製/200頁
ISBN978-4-7503-4556-7

先進諸国の中でもきわめて高い教育費負担が課される日本だが、政府の側においてもその軽減に向けた議論が活発化している。教育財政に長年関与してきた著者が、子どもの貧困問題の解決と公教育の無償化への道筋を具体的なデータをもとに論じる。

内容構成

- 1 はじめに—扉を開くと、不都合な真実が現れる
- 2 無償化に向けた諸課題
2-1 「現金袋」の思想/2-2 学校給食費の公費化/2-3 学校給食費の無償化—滑川町の事例/2-4 PTA会費問題に見る学校財政の脆弱性/2-5 学校徴収金にPTAが関わる実態/2-6 就学援助制度—東京都の事例/2-7 入学時の物入り
- 3 幼小中学校から大学まで公教育の無償化
3-1 資質・能力に応じた学歴学力保障/3-2 義務教育の無償化・子どもの貧困化/3-3 高校生の貧困と授業料無償化/3-4 高校における保護者負担—岩手県立学校の事例/3-5 大学等の再編成と奨学金
- 4 市場化・民営化のなかの教育費
4-1 英米の教育市場化の実態/4-2 教員の多忙化の底にあるもの/4-3 教育政策と教育費無償化
- 5 まとめにかえて—学校から始める普遍主義の子どもの貧困対策

子どもの貧困と教育の無償化

学校現場の実態と財源問題

中村文夫



著者略歴

中村文夫 (なかむら ぶんぷ)

教育行財政研究所主宰、専修大学非常勤講師。専門は教育行財政学、学校事務論、教育施設環境論ほか。主な著書に、『公教育における包摂と排除』(共著、八月書館、2008年)、『公教育改革への提言』(編著、八月書館、2011年)、『学校財政』(単著、学事出版、2013年)、『市場化する学校』(編著、八月書館、2014年)、『子どもの貧困と公教育』(単著、明石書店、2016年)など。

明石書店 TEL 03-5818-1171
FAX 03-5818-1174
〒101-0021 東京都千代田区外神田6-9-5
図書自送送呈 http://www.akashi.co.jp/

ご注文方法

●最寄りの書店へ、このチラシご持参の上、ご注文ください。
●直送ご希望の方は、電話またはFAXで弊社へお申し込みください。
●代金引き替え郵便でお送りします。代金は配達の方にお支払いただきます。
●書籍代(本体価格+消費税)に加え、送料として一律300円がかかります。

番線印	子どもの貧困と教育の無償化 学校現場の実態と財源問題	中村文夫 [著] ●定価：本体2,700円(十税) ISBN978-4-7503-4556-7
	フリガナ お名前	TEL
	ご住所 〒	
	冊	

明石書店
TEL 03-5818-1171
FAX 03-5818-1174

当会賛助会費納入のお願い

4月の自治研通信発送時に今年度個人会費(3,000円)、団体会費(1口10,000円)の納入のお願いをいたしました。今回郵便振込取扱票が同封されている個人・団体は、今年度会費(過年度会費がある方も)が10月5日現在納入されておられません。

当会の運営は皆様の賛助会費が大きな資金源となっておりますので、できるだけ早くお振込みいただけますようお願いいたします。なお、不審な点は事務局までお問い合わせください。

「学ぼう新保育指針」

公開セミナーのお知らせ

日時：11月5日(日)13時30分受付開始
会場：浦和区 さいたま共済会館 6F
講師：馬場耕一郎氏
資料代：500円(賛助会員無料)

9月の『埼玉自治研No.49』に同封したチラシでご案内いただきましたが、まだ申し込み可能です。身近な保育士さんなどに声をかけて参加をお願いします。